

# 第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画



令和5年3月

泉南市

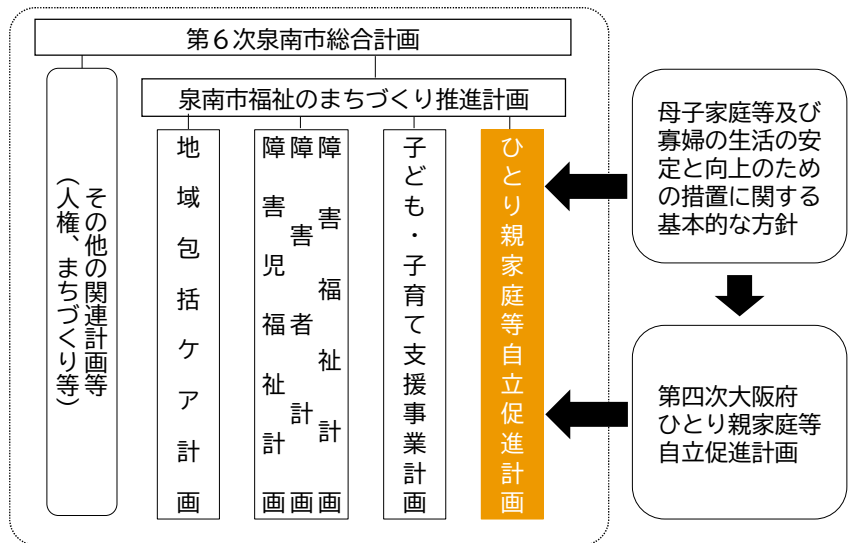
# 1 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

- ◆ 本市では、ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）の生活の安定と向上を図り、就業・自立等に向けた様々な取り組みを進めるため、平成 20 年 3 月に第 1 次の「泉南市母子家庭等自立促進計画」、平成 25 年 3 月に「第二次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画」、平成 30 年 3 月に「第 3 次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、総合的・計画的な施策の推進に努めてきました。
- ◆ 本市の前計画が令和 4 年度をもって終了することから、国・大阪府の動向や本市のひとり親家庭等を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和 5 年度から令和 9 年度を計画期間とする「第 4 次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置付け・関連計画との関係

- ◆ 本計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第 12 条に定める「自立促進計画」であり、母子家庭・父子家庭・寡婦の自立支援を総合的に推進するための「基本計画」として位置づけるものです。
- ◆ 「第 6 次泉南市総合計画」をはじめとした本市の関連計画等との整合性を図り策定しました。



## 3. 計画の期間

- ◆ 本計画の期間は、令和 5 年度を初年度とし、令和 9 年度までの 5 年間とします。
- ◆ 計画期間中、状況の変化によって見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行うこととします。

## 2 計画の基本的な考え方と具体的な取り組み

### 1. 基本目標

#### 基本目標

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭の親が、  
自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、  
親としての自信と責任を持ち、  
子育てに喜びや楽しさを感じることができるとともに、  
子どもたちがすくすくと健やかに育つまち

### 2. 施策推進にあたっての視点

視点1 すべての子どもの人権を保障すること

視点2 出生前から思春期まで、すべての子育て家庭を支援すること

視点3 当事者が主体的に参加することのできる地域支援体制づくり

視点4 行政・民間・市民がそれぞれの役割と責任を分かち合って協働すること

### 3. 具体的な取り組み

	基本方針	施策・事業
相談支援・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭等の多様な相談に対応できるよう、行政・関係機関の連携を図り相談支援体制の充実を図ります。</li> <li>● 各種制度・サービスなどについて、わかりやすい情報提供に努めます。</li> <li>● 泉南市母子寡婦福祉会をはじめ、ひとり親家庭等の福祉、自立支援を目的とした団体などの活動支援や連携強化に努め、地域をあげた支援体制の構築を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種制度・サービスなどの周知・広報</li> <li>○母子・父子自立支援員による相談支援</li> <li>○母子・父子自立支援プログラムの策定と支援</li> <li>○父子家庭に対する相談支援体制の充実</li> <li>○各種相談事業の周知と関係機関の連携の強化</li> <li>○相談しやすい体制づくり</li> <li>○こころのケアの充実</li> <li>○母子寡婦福祉会などの市民団体とのネットワークづくり</li> </ul>
子育て・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭の親が安心して子育てや家事と就労の両立ができ、子どもたちの健やかな育成を図ることができるよう、多様な子育て支援サービスの提供に努めるとともに、ニーズに応じた生活全般における支援体制の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭訪問事業等の実施</li> <li>○乳児家庭全戸訪問事業の実施</li> <li>○保育サービスの充実と保育所の優先入所</li> <li>○地域子ども・子育て支援事業の充実</li> <li>○父子家庭に対する子育て・生活支援の充実</li> <li>○留守家庭児童会事業の実施</li> <li>○面会交流に向けた相談</li> <li>○学習支援のあり方の検討</li> <li>○母子生活支援施設入所事業の実施</li> <li>○公営住宅の優先入居</li> </ul>

	基本方針	施策・事業
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 世帯収入が少ないひとり親家庭等の生活の安定を図るため、経済的支援を目的とする各種制度に関する情報の提供に努めるとともに、他の自立支援施策との連携を図りながら、適正な給付・貸付業務の推進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種制度の周知</li> <li>○児童扶養手当の支給</li> <li>○母子・父子・寡婦福祉資金や大阪府の育英会、日本学生支援機構の奨学金の貸付</li> <li>○ひとり親家庭医療費の助成</li> <li>○子どもの教育・進学援助</li> </ul>
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭等が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、職業能力の向上や資格取得の支援、雇用の促進など、関係機関や企業・事業所と連携・協力しながら就労支援体制の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域就労支援事業の推進</li> <li>○職業能力開発事業の実施</li> <li>○福祉から就労支援事業の実施</li> <li>○母子・父子自立支援プログラム策定員等による情報提供及び支援</li> <li>○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給</li> <li>○ひとり親家庭高等職業訓練促進費の支給</li> <li>○技能習得資金・生活資金の貸付</li> <li>○就労促進と啓発活動の推進</li> </ul>
継続的な支援 養育費の確保に向けた	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭の子どもが養育費を得られるよう、相談支援・情報提供体制の整備を図るとともに、養育費についての広報・啓発活動の充実に努めます。</li> <li>● 養育費等相談支援事業などの事業については、今後、市での対応を検討していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養育費に関する社会的認識の醸成</li> <li>○養育費の取得に向けた情報提供</li> <li>○母子・父子自立支援員の相談技能の向上</li> <li>○法律相談の実施</li> </ul>
啓発・教育 人権尊重・	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭等が社会を構成する一つの家族形態として尊重され、その人権が侵害されることのないよう、市民意識の啓発に努めるなど、人権行政の推進に努めます。</li> <li>● 関係機関と連携し、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談・援助を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権教育・啓発の推進</li> <li>○DVに関する相談・援助</li> <li>○家族に関する意識啓発と講座等の実施</li> </ul>

## 第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画 概要版

令和5年3月

《編集・発行》	泉南市健康子ども部 家庭支援課 〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号 電話：072-483-3472
---------	--